

小 谷 温 泉  
国民保養温泉地計画書

令和2年9月  
環 境 省

# 目 次

1. 温泉地の概要-----	1
2. 計画の基本方針-----	2
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策--	2
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等-----	3
5. 温泉資源の保護に関する取組方針-----	4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策-----	4
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策-----	6
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画-----	7
9. 災害防止対策に係る計画及び措置-----	8

## 添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地地域図

## 1. 温泉地の概要

- ・長野県北安曇郡小谷村の別添図面に表示する地域である。
- ・小谷村は、長野県の最西北部に位置し、東は東山から天狗原に連なる稜線をもって長野市と新潟県妙高市に接し、西は白馬連峰を境として富山県に接し、南は白馬村、北は新潟県糸魚川市と接している。村の面積は、**267.91** 平方キロメートルで、東西 14 キロメートル、南北 **20.5** キロメートルに及んでいる。村の中央を日本海に北流する姫川が流れ、これを底辺に標高 1,600 メートルから 2,800 メートルの高山が連なり、これに囲まれた急峻な峡谷型の地形となっている。
- また、村の面積の 88 パーセントを森林が占め、耕地はわずかに 2.1 パーセントと少なく、姫川とその支流の中谷川、土谷川に沿って **53** の集落が散在している自然環境豊かな村である。
- ・この温泉地は、妙高戸隠連山国立公園内にあり、**JR** 大糸線の中土駅から東へ **11km** の場所に位置する。また、西側には中部山岳国立公園の北アルプス連峰、北側にかけて大渚山、雨飾山、金山を望む雄大な景観の中にある静かな温泉地である。



図 1 小谷温泉地域の景色

- ・小谷温泉は、元湯と新湯の 2 本の自家源泉があり、加水・加温することなく、

そのままの状態ですぐに浴槽に掛け流しされている。鮮度、効能、湯量が奇跡的に恵まれた温泉として利用者に人気があり、日本百名山「雨飾山」の登山基地としても利用されている。また、掘削やボーリング工事などの開発をさげ、昔のままの温泉の姿を守り続けている。450年以上の歴史と風情のある温泉、すばらしい自然環境が残された温泉地である。なお、泉質はナトリウム-炭酸水素塩泉で、切り傷、やけど、慢性皮膚病、神経痛、筋肉痛、関節のこわばり、打ち身、疲労回復、健康増進などの効能があるとされている。



小谷温泉 山田旅館



小谷温泉奥の湯 雨飾荘

## 2. 計画の基本方針

・小谷温泉では加水、加温することなくそのままの状態ですぐに浴槽に掛け流しをしており、昔から湯治療養に利用されている。今後、以下の考え方を基本として古くから続く温泉地としての歴史や文化を大切にする。

- (1) 温泉を保護し、その利用の適正を図るため、温泉湧出量、温度、泉質の変動等に常時注意するとともに効果的な利用の増進に努める。
- (2) 自然景観を保護し、自然環境に調和した利用施設を整備する。
- (3) 歓楽地化を防止する。
- (4) 環境衛生設備を整備するとともに、公衆衛生の確保に努める。

## 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

小谷温泉は、武田氏の家臣、岡田甚一郎によって1555年に発見されたと言われており、武田信玄の隠し湯として伝えられ、開湯450年以上の歴史を有

する温泉である。江戸時代の建築を含めた木造建築 6 棟が文化庁の登録有形文化財に指定されており、江戸、明治、大正、平成と各時代に建築された建物が軒を連ね、昔からの湯治場の風情が残っている。元湯と新湯の 2 本の自家源泉があり、加水・加温することなくそのままの状態ですぐに浴槽に掛け流しをしている。昔から湯治療養に利用されている。

また、小谷温泉奥の湯は、昭和 49 年 6 月に建築され、老朽化のため平成 21 年に現在の場所へ移動した。温泉の周辺はブナに囲まれ、星空の眺望も良く、自然環境に恵まれている。また、登山基地としての役割も果たし、登山者からも親しまれている。

## (2) 取組の現状

・地域住民、温泉利用事業者から構成される旅館組合や温泉管理者は、常時、下草刈りや清掃などを行い、美化清掃活動や自然環境の保全活動を実施している。また、妙高戸隠連山国立公園の第 2 種特別地域に指定され、自然公園法に基づき、温泉地内の自然環境が保たれている。

## (3) 今後の取組方策

・小谷温泉地域において、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、関係機関等と調整のうえ、(2) の取組を継続するとともに、それらに加え、温泉地内の住民、事業者から構成される旅館組合や、温泉管理者は、地方自治体等の協力を得て自主的にまちづくりの取組を進める予定としている。

・昨今、外国人旅行者が増えグローバル化が進むなかで、小谷温泉地域では、古き良き日本の風景や当時の生活等を残し、日本文化を継承していく。

## 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

### (1) 医師の配置状況

・医学的な立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置しており、その氏名及び活動内容は以下のとおりである。

#### ① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
中井 和男	内科 外科 整形外科	小谷村診療所において、入浴客の体調不良等に対応している。	平成 23 年度～

(2) 配置計画又は育成方針等

- ・(1) の医師の配置を継続する。

## 5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

- ・主な泉質は炭酸水素塩温泉であり、現在、3つの源泉が利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量(L/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
小谷温泉元湯	44.5	106.0	ナトリウム-炭酸水素塩温泉	自然湧出	民間	旅館1施設
小谷温泉新湯	48.0	66.5	ナトリウム-炭酸水素塩温泉	自然湧出	民間	旅館1施設
雨飾温泉	53.8	204.0	ナトリウム-炭酸水素塩温泉	動力揚湯	小谷村	旅館1施設 露天風呂1

(2) 取組の現状

- ・各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
小谷温泉元湯	温度、湧出量、pH、電気伝導率の現地観測を年1回実施。	源泉所有者	令和元年度～
小谷温泉新湯	温度、湧出量、pH、電気伝導率の現地観測を年1回実施。	源泉所有者	令和元年度～
雨飾温泉	温度、湧出量、水位の現地観測を年1回実施。	源泉所有者	令和元年度～

(3) 今後の取組方針

- ・温泉資源を保護するため、実施主体と調整の上、(2) の取組を継続する。

## 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用にあたっての関係設備の状況

- ・温泉の利用にあたって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

温泉地	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
			浴用	飲用
小谷温泉	2	引湯管	2	1
小谷温泉 奥の湯	1	引湯管、ポンプ	2	0

## (2) 取組の現状

・温泉の利用にあたって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

### ① 小谷温泉

設備	区分	取組	実施主体
源泉	条例等	すべての源泉について、一般細菌、大腸菌群等の検査を1年に1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	すべての源泉の引湯管について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	＜浴槽水＞ すべての浴槽について、十分な補給・清掃を保持。 すべての浴槽について、換水を毎日実施し、水質検査を1年に1回実施。	設備所有者
飲泉施設	自主的	飲泉施設について、一般細菌、大腸菌群、全有機炭素等の検査を1年に1回実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を実施。	設備所有者

### ② 小谷温泉奥の湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	条例等	1源泉について、一般細菌、大腸菌群等の検査を1年に1回実施。	源泉所有者 温泉管理者
引湯管	自主的	1源泉の引湯管について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者 温泉管理者
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、点検、清掃及び消毒を必要に応じ実施。	源泉所有者 源泉管理者

浴槽	条例等	<浴槽水> すべての浴槽について、十分な補給・清掃を保持。 すべての浴槽について、換水を毎日実施し、水質検査を1年に2回実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を実施。	源泉所有者 設備所有者

### (3) 今後の取組方策

・温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。これに加え、温泉関係者に対し、温泉に関する衛生面の講習会等の情報発信を行う。

## 7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

### (1) 温泉の公共的利用の状況

小谷温泉は、武田氏の家臣、岡田甚一郎によって1555年に発見されたと伝えられており、武田信玄の隠し湯として伝えられ、開湯450年以上の歴史を持つ。

小谷温泉、小谷温泉奥の湯ともに湯治場としての利用者や日本百名山の雨飾山の登山拠点として利用され、多くの利用者がある。

近年の小谷温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

#### ① 過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
宿泊	5,872	6,336	6,608
日帰り	3,575	2,607	3,201
合計	9,447	8,943	9,809

#### ② 最近1年間(平成30年度)の温泉利用者数

(単位：人)

区分	利用者数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
宿泊	286	709	446	651	1,046	680
日帰り	104	260	331	387	904	438

合 計	390	969	777	1,038	1,950	1,118
-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

利用者数						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,490	274	56	71	74	89	5,872
853	298	0	0	0	0	3,575
2,343	572	56	71	74	89	9,447

## (2) 取組の現状

・温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取組	実施主体
道路（県道 114 号線）の管理	長野県
パンフレット等を作成、宿泊客や観光客に配布。	温泉管理者
温泉地や周辺散策ルートの維持管理	

## (3) 今後の取組方策

・温泉の公共的利用の増進を図るため、環境の保全、環境配慮に努めながら、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、以下の取組を進める。

取組	実施主体
小谷温泉周辺における県道の拡幅の要望。	地元組合 小谷村
小谷村営バスは冬期間小谷温泉まで運行していないため、冬期運行の検討。	小谷村

## 8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

### (1) 公共の用に供する施設の状況

・公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

区分	施設
私有施設	旅館（1施設）、日帰り入浴施設（1施設）
公有施設	道路（県道 114 号線）、旅館（1施設）、日帰り入浴施設（1施設）

(2) 取組の現状

・高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

区分	施設	取組	実施主体
私有施設	建築物	旅館において段差等の解消	温泉管理者
公有施設	道路	県道 114 号線、及び林道について、道路の修繕及び管理	長野県 小谷村

(3) 今後の取組方策

・高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。

・

## 9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

・小谷温泉は、大渚山、雨飾山、金山等に囲まれ、急傾斜地が多い。  
・平成 26 年 11 月 22 日の神城断層地震により小谷村は大きな被害を受けた。小谷温泉山田旅館では、登録有形文化財の建物に被害があり、現在大部分は修繕されている。

(2) 計画及び措置の現状

・現在、災害防止に関して策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

計画又は措置	計画又は措置の概要
土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域に指定され、地滑り対策の工事等を実施。

(3) 今後の取組方策

・災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続する。



# 国民保養温泉地区区域図

地理院地図  
GSI Maps

